



「マイナちゃん」

番号（数字の1）を大切に掲げている、国のマイナンバー広報キャラクターです。

10月から  
マイナンバーを  
一人ひとり  
お届けします

# マイナンバー

**社会保障・税番号制度がスタートします。**

マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。期待される効果としては、大きく3つあげられます。

|         |   |  |   |
|---------|---|--|---|
| 導入のメリット | <p><b>1</b> 行政の効率化<br/>手続きが正確で<br/>早くなる</p> <p>行政機関や地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。</p> | <p><b>2</b> 利便性の向上<br/>面倒な手続きが<br/>簡単に</p> <p>申請時に必要な課税証明書などの資料の添付を省略できるようになります。</p> | <p><b>3</b> 公平・公正な社会の実現<br/>給付金などの<br/>不正受給の防止</p> <p>所得や行政サービスの受給状況等を把握しやすくなり、本当に困っている人にきめ細やかな支援が行えます。</p> |
|---------|---|--|---|

## ●マイナンバー（個人番号）とは、一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。

- ・マイナンバーは漏えいによる不正利用の恐れがある場合を除き、生涯変わりません。大切にしてください。
- ・法人にも13桁の番号が指定されます。個人の番号と異なり、官民間わず自由に使用できます。

## ●平成27年10月から、マイナンバーが通知されます。

- ・市から住民登録をしている住所にマイナンバーが記載された紙のカード（通知カード）を送付します。
- ・通知カードを受け取った人は、同封された申請書を郵送すること等により平成28年1月以降、市の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。交付手続きに関することは、別途お知らせします。

## ●平成28年1月から、マイナンバーの利用が開始されます。

- ・年金、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどでマイナンバーが必要になります。また、税や社会保障の手続きで勤務先や金融機関にマイナンバーを提示するといった場面で必要になります。
- ・マイナンバーは、法律で定められた手続きでしか利用することはできません。

## ●マイナンバー制度に関するお問い合わせ・詳しい情報は

- ・コールセンター（有料）（日本語）☎ 0570-20-0178（外国語）☎ 0570-20-0291  
9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
- ・内閣官房ウェブサイト <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

マイナンバー

検索